

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨)

令和4年4月からの世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理期間が令和4年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立障害者福祉施設条例(以下「条例」という。)に基づき、令和4年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

施設名	所在地	実施事業(定員)
世田谷区立世田谷福祉作業所	世田谷区下馬二丁目31番6号	生活介護(15名) 就労移行支援(6名) 就労継続支援B型(45名)

3. 指定期間

5年間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)とする。

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る中間評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。構成は、以下のとおり、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。「」は委員長

氏名	役職・所属等
石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授
佐藤 繭美	法政大学現代福祉学部教授
岩部 啓子	知的障害者相談員経験者
三井 美和子	身体障害者相談員
樋口 美津子	社会福祉法人嬉泉めばえ学園園長
片桐 誠	世田谷区障害福祉部長 3月31日まで
須藤 剛志	世田谷区障害福祉部長 4月1日から
安間 信雄	世田谷区砧総合支所保健福祉センター保健福祉課長 3月31日まで
阿部 貴之	世田谷区北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長 4月1日から

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）

社会福祉法人武蔵野会（所在地：八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階 201）

(2) 現在の指定管理者に関する選定委員会による評価

選定委員による現指定管理者の評価を実施した。平成29年度～令和元年度のモニタリングの評価結果に加えて、現指定期間中に実施した第三者評価結果、利用者アンケートの結果なども踏まえ、運営状況が「良好」という評価を得られた。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	仕様書等に従い、設備の保守管理や衛生管理等、適正な維持管理を行っている。
2. 施設の運営	地域行事への積極的な参加等、地域との交流を進め、地域との協働関係の構築に取り組んでいる。
3. 事故や緊急時等への対応	炊き出し訓練や法人全体での総合防災訓練、防災備蓄品の見直し等、防災意識を高める取り組みを行っている。
4. サービス向上の取り組み	利用者の居住地域での、現実に即した包括的支援体制の構築を行っている。
5. 収支状況	効果的・効率的な予算執行、及び金銭管理が適正に行われている。
6. 改善の取り組み	第三者評価等による指導や調整内容等について適切な改善に努めている。
【総合評価】	
全ての項目について要求水準を満たしており、かつ、新たな地域との交流の場を確保するなど積極的な地域交流への取り組みや、改築移転に向けて今後の支援のあり方を保護者や利用者に丁寧に説明しながら準備に万全を期した点を評価する。 指定期間中は、第三者評価の受審及び自己検証の評価結果を踏まえ、必要な人材の確保及び研修等による継続的な知識・技術の向上によるサービスの質の向上に努めており、継続して運営・管理を行うことで、より効果的で安定的なサービス提供が期待できる。また、利用者アンケートにおいても、多くの項目において高い満足度が得られている等、利用者・保護者との良好な関係性が構築されていることから、次期指定管理者については、適格性審査による選定が望ましい。	

6. 指定管理者制度導入の理由

区立世田谷福祉作業所では、障害者の自立を促進するため、利用者のニーズや障害特性を把握しながら、利用者及び家族の高齢化など将来的な課題と展望を見据えた運営が必要であり、運営事業者の創意工夫や柔軟な発想により、利用ニーズにあった迅速な対応やサービスの向上が期待でき、指定管理者制度の効果を活かした運営を行っていることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

7. 指定管理者候補者の選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会における審議結果等をふまえ、公募によらず、適格性審査にて指定管理者候補者を選定する。

候補者名

社会福祉法人武蔵野会

非公募理由

「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」2章8の「特別の事情(ア)施設の管理運営にあたり指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定されるなど利用者の処遇の安定性や信頼関係の継続が特に必要な場合」に該当する。障害者施設では、職員と利用者・家族の信頼関係が大変重要であり、新たな指定管理者の選定にあたっては、変更による利用者の混乱を避けるため、これまでの実績を十分に考慮する必要がある。

同法人による施設運営については、現指定管理期間において、同施設の改築移転に対応しており、利用者の支援環境の変化に向けて万全を期して対応した。移転後に、新規事業として生活介護も加わるなか、新規利用者を含めた保護者・利用者への対応を丁寧に行い、不安の解消に努めている。

日々の支援においても、職員と利用者・家族との良好な関係の下で、個々の利用者の障害特性に配慮したきめ細かな支援と安定した運営がなされている。また、継続的な地域との積極的な交流による障害理解の促進にも取り組んでいることから継続して管理・運営を行うことにより、きめ細かで安定したサービス提供が期待できる旨の評価が選定委員会においてなされた。

(2) 選定基準

条例第14条第3項で定める以下の基準に基づく。

障害福祉サービスに係る事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

施設の効用を最大限に発揮させることができること。

施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(3) 審査・評価項目

「支援方針」や「作業活動」、「権利擁護」など33項目を審査項目とし、そのうち11項目を重点項目に設定し、事業計画書等の提出を求め評価を行う。

8. 今後のスケジュール(予定)

令和3年4月	福祉保健常任委員会報告(選定方法)
	現指定管理者向け説明会(適格性審査対象施設)
5月～8月	選定期間(適格性審査)
9月	福祉保健常任委員会報告(選定結果)
	第3回区議会定例会(指定管理者、指定期間等の提案)
令和4年4月 1日	次期指定管理者による管理開始